

「大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）」に対する利水参画者等の回答について

平成24年5月

国土交通省 九州地方整備局



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

大分県知事 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

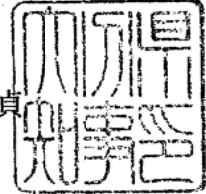
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



河 第 805 号  
平成23年8月23日

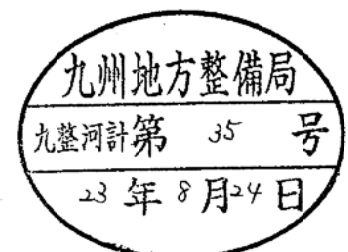
国土交通省九州地方整備局長 殿

大分県知事 広瀬 勝貞



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年7月27日付け九国整河計第30号で貴職から照会のあった標記のこと  
について、別添のとおり回答します。



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名・	大分県
②担当者名	■■■■■■■■■■
③連絡先(TEL)	■■■■■■■■■■
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>②③④共通</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行案に対して代替案を行った場合の実現までの期間も重要であり、評価軸に加えるべきである。</li><li>・ 地元流域住民は、現行計画での早期着工・早期完成を要望しており、大分市も県や国に対して同様の要請を行っている。国はこうした地域の意見を尊重すべきと考える。</li></ul> <p>②③共通</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ダム湖の富栄養化が考えられるため、上水道用に転用する場合は、浄化対策等新たな施設が必要になる。</li><li>・ 治水・市の上水道・かんがい・発電等ダム操作が複雑になり、出水時における河川管理上の瑕疵が生じやすい状況となるため、国によるダム本体の買取りを前提に検討していただきたい。</li></ul> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 嵩上げに伴い新たな水没地が生じ、用地買収や道路等の付け替えが必要となる。現行計画でほぼ終了していることを、再度行わなければならず大幅な手戻りとなるため、地域の合意形成は、極めて困難である。</li></ul>

	<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震及び原子力発電所の問題でも分かるように自然エネルギーを利用した電力は無くってはならないものであり、単純にコストのみで判断できるものではない。</li> </ul> <p>電力の必要性・公共性についても適切に評価するべきと考える。</p> <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の水源枯渇への対応、塩水化問題、地盤沈下、化学物質混入の危険性等の検討が必要であり、地域への社会的影響が大きいと思われる。</li> </ul>
<p>2) 流水の正常な機能の維持対策案について  (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。)  ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1) の利水対策案②③に対する意見に同じ。</li> </ul>



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

大分県企業局長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

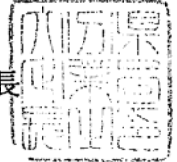
平成23年8月17日



国土交通省

九州地方整備局長 殿

大分県企業局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

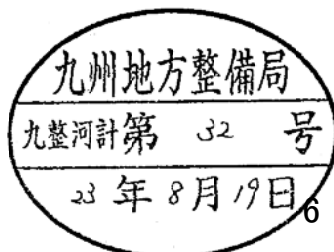
本県電気事業・工業用水道事業に対する平素からのご指導、ご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

さて平成23年7月27日付け国九整河計第30号にてご照会のありました標記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

ご査収のほど、よろしく申し上げます。

担当：大分県企業局  
工務課発電管理班

[Redacted signature and name]



## 大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	大分県企業局
②担当者名	工務課 発電管理班 主幹 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④意見 1) 利水対策案について	<p>①芹川ダムかさ上げ案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム湖上流にある当局芹川第三発電所 (GL338m) の護岸補強等が必要と思われる。またダム水位上昇による有効落差の減少に伴う減電補償が必要となる。</li> <li>・新たな利水容量の増加により、ダム運用に係る各利水者や治水者との連絡調整が煩雑になる。</li> <li>・芹川ダムには発電容量の他にかんがい用容量が確保されているが、現状でも渇水時にはかんがい用容量の不足が懸念されるため、下流利水者に節水をお願いしている。新たな利水容量を確保しても、大分市水道を含む各利水者への適切な配分が可能か疑問がある。</li> </ul> <p>以上のことから、対策案には賛成できない。</p> <p>②芹川ダム発電量買い上げ案</p> <p>前記①芹川ダムかさ上げ案 (芹川第三発電所除く) に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電容量の減少によりダム水位の効率的運用が困難となり、単純な容量の減少以上に芹川第一発電所の発電量が減少する。また下流の芹川第二発電所も同様の影響を受ける。</li> <li>・国のエネルギー基本計画が見直されようとしており、再生可能エネルギーとしての水力発電の重要性が増しつつある中、発電量を減少させることとなる対策案には賛成できない。</li> </ul>
2) 流水の正常な機能の維持対策案について	<p>①芹川ダムかさ上げ案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム湖上流にある当局芹川第三発電所 (GL338m) の水没の懸念があり、水没回避の方策あるいは発電所移転、並びに有効落差の減少に伴う減電補償が必要となる。</li> <li>・新たな利水容量の増加により、ダム運用に係る各利水者や治水者との連絡調整が煩雑になる。</li> <li>・芹川ダムには発電容量の他にかんがい用容量が確保されているが、現状でも渇水時にはかんがい用容量の不足が懸念されるため、下流利水者に節水をお願いしている。新たな利水容量を確保しても、大分市水道を含む各利水者への適切な配分が可能か疑問がある。</li> </ul> <p>以上のことから、対策案には賛成できない。</p> <p>②芹川ダム発電量買い上げ案</p> <p>前記①芹川ダムかさ上げ案 (芹川第三発電所除く) に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電容量の減少によりダム水位の効率的運用が困難となり、単純な容量の減少以上に芹川第一発電所の発電量が減少する。また下流の芹川第二発電所も同様の影響を受ける。</li> <li>・特に出水期には発電容量がほとんどとれなくなるため、降雨に伴う流入量増加のほとんどを無効放流せざるを得なくなると想定される。</li> <li>・国のエネルギー基本計画が見直されようとしており、再生可能エネルギーとしての水力発電の重要性が増しつつある中、発電量を減少させることとなる対策案には賛成できない。</li> </ul>





国九整河計第30号  
平成23年7月27日

大分市長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



企画第639号  
平成23年 8月26日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

大分市長 釘 宮



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について

平成23年7月27日付け国九整河計第30号で照会のありました上記のこと  
について、別紙のとおり意見を提出します。

担 当

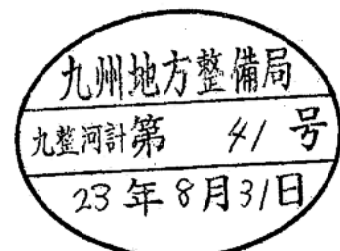
大分市 企画部 企画課

大分川ダム対策室

電 話

FAX

E-mail:



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

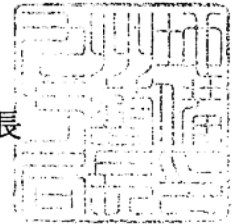
①団体名	大分市 企画部 企画課 大分川ダム対策室
②担当者名	■■■■■
③連絡先(TEL)	■■■■■
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>① 大分川ダム建設事業は本体工事着工目前という進捗状況から、概算コストは他案と比べ安価であることや完成までの工期が約8年ということで早期に利水の確保が図られるものと考えます。</p> <p>② 芹川ダムは県営ダムであることから、かさ上げ案については市の立場からの意見はございません。</p> <p>③ 芹川ダムの発電容量の買い上げについては、自然エネルギー電力の必要性についても加味すべきと考えます。 また、利水放流設備の新設も予定されているが、管理面での複雑さが想定され、維持管理における負担増も懸念されます。</p> <p>④ 地下水に安定した水源を求めることは、渇水状態が続けば、水位が著しく低下し、枯渇することなどを考慮すると、慎重に検討することが必要と考えます。 さらには、多くの水量を一箇所を求めるとなると、地盤沈下や他の地下水取水者への影響等が懸念されます。</p>
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>① 河川環境保全のためには、流水の正常な機能の維持は大変重要であり、それをダム以外の水源に求めることについては、実現性はないと考えます。</p> <p>② 芹川ダムは県営ダムであることから、かさ上げ案については市の立場からの意見はございません。</p> <p>③ 芹川ダムの発電容量の買い上げについては、自然エネルギー電力の必要性についても加味すべきと考えます。</p>



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

大分市水道事業管理者 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



大水計第 501 号  
平成23年8月26日

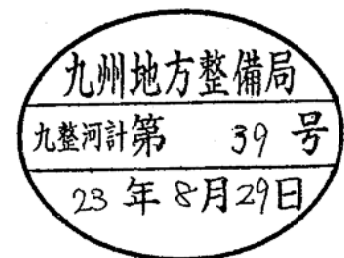
国土交通省  
九州地方整備局長  
中 嶋 章 雅 殿

大分市水道事業管理者  
淵 野



大分川ダム建設事業の利水対策等に対する意見聴取について (回答)

平成23年7月27日付 国九整河計第30号で依頼のありました  
標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



大分川ダム建設事業の利水対策等に対する意見

①団体名	大分市水道局
②担当者名	計画課 課長補佐兼計画係長 [REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、意見を記載して下さい。) ※意見を頂く対策案は複数でも結構です。	① 特にありません。 ② 利水者としての負担が、①案による大分川ダム事業建設負担金より増加することになれば、事業への参画は困難であります。 ③ ②案同様ですが、水力発電容量の買い取りなどは、関係事業者等の同意を得なければならないこと、原発事故以後のエネルギー政策の転換を求める社会情勢等を考慮しますと、事業実現については困難であると思われれます。 ④ 建設事業費に加えて施設のランニングコストが大きいこと、また、地下水源は安定した取水量の確保が困難であること、施設の周辺地域に地盤沈下等の環境の悪化が懸念されることから、事業実現については困難であると思われれます。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、意見を記載して下さい。) ※意見を頂く対策案は複数でも結構です。	① 特にありません。 ② 年間を通して、浄水場で安定的に取水できる「流水の正常な機能の必要量の確保」ができれば問題ありません。 ③ ②案同様ですが、水力発電容量の買い取りなどは、関係事業者等の同意を得なければならないこと、原発事故以後のエネルギー政策の転換を求める社会情勢等を考慮しますと、事業実現については困難であると思われれます。



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

竹田市長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



竹建第 08090096 号  
平成 23 年 8 月 9 日

国土交通省九州整備局  
河川部 河川計画課長 様

竹田市長 首藤 勝次



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見について

標記の件について、別紙のとおり意見書を提出いたします。



担当

竹田市建設課

課長補佐兼ダム・高規格対策係長



TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

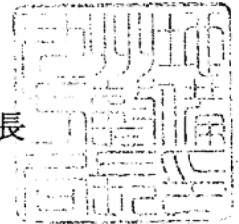
① 団体名	竹田市
② 担当者名	竹田市建設課 [REDACTED]
③ 連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1)利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	② ・ 芹川ダム湖周囲には、急峻な山が多く貯水位が上昇することにより地すべりを誘発することが懸念される。 ・ 現在、芹川ダム近隣において県道の大規模な道路改良中であり貯水位の上昇による再度の道路付け替え工事及びサーチャージ水位の上昇による集落の移転が想定されるため住民の合意形成が困難である。
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	② ・ 芹川ダム湖周囲には、急峻な山が多く貯水位が上昇することにより地すべりを誘発することが懸念される。 ・ 現在、芹川ダム近隣において県道の大規模な道路改良中であり貯水位の上昇による再度の道路付け替え工事及びサーチャージ水位の上昇による集落の移転が想定されるため住民の合意形成が困難である。



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

豊後大野市長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



建設第412号

平成23年8月5日

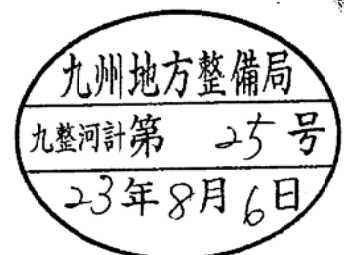
国土交通省 九州整備局長 殿

豊後大野市長 橋本祐輔



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年7月27日付け国九整河計第30号で照会のあった上記のことについては、  
別紙のとおりです。



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

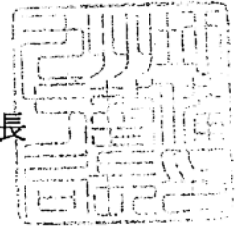
①団体名	豊後大野市
②担当者名	豊後大野市長 橋本祐輔
③連絡先(TEL)	■■■■■■■■■■
④ご意見 1) 利水対策案 について	①河川整備計画(大分川ダム) 意見はありません。 ②ダム再開発(芹川ダムかさ上げ) 意見はありません。 ③多用途ダム容量の買い上げ(芹川ダム発電量買い上げ) 意見はありません。 ④地下水取水 意見はありません。
2) 流水の正常 な機能の維持 対策案につい て	①河川整備計画(大分川ダム) 意見はありません。 ②ダム再開発(芹川ダムかさ上げ) 意見はありません。 ③多用途ダム容量の買い上げ(芹川ダム発電量買い上げ) 意見はありません。



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

由布市長 殿

国土交通省 九州地方整備局長

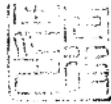


大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



由建設第 0809012 号  
平成 23 年 8 月 22 日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

由布市長 首藤 奉文

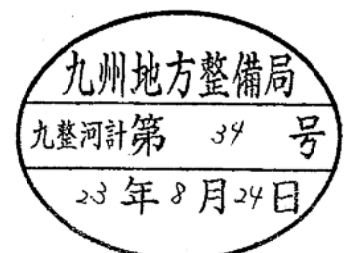


大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について (回答)

平成 23 年 7 月 27 日付、国九整河計第 30 号で照会のあった標記について  
別紙により回答します。

記

別 紙



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	由布市
②担当者名	産業建設部 建設課 課長 [REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	由布市域における水道用水、農業用水の確保に支障を生じさせないこと。また水質を悪化させない事業計画とするよう要望します。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	由布市域における大分川、芹川の流量の減少や水質の悪化により河川環境に影響を及ぼさない事業計画とするよう要望します。



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

由布市水道事業 由布市長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



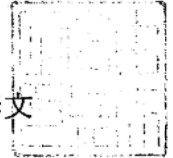


由水道第 0816001 号

平成 23 年 8 月 16 日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

由布市水道事業 由布市長 首藤奉文



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成 23 年 7 月 27 日付け、国九整河計第 30 号にて照会のありました上記のことについて、別紙のとおり回答します。



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

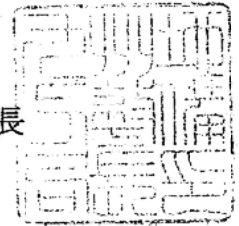
① 団体名	由布市水道事業
② 担当者名	水道課長 [REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	① 芹川ダムの利水対策については、水道水の取水場所が下流にあり、平成元年にカビ臭除去のため活性炭処理施設を設置しております。そのため、汚濁水増量に繋がる芹川ダムのかさ上げ計画案及び芹川ダム発電量の買い上げの計画案と既設ダムの活用案は避けることをお願いします。 ② 同上 ③ 古国府浄水場付近の地下水の取水であり、水道水の取水場所が大分川の上流であるため、影響はないと考える。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	① ②とも同上



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

別府市長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



別道河第4-0584号  
平成23年 8月16日

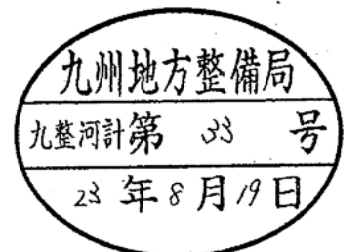
国土交通省 九州地方整備局長 殿

別府市長  
浜 田



大分川ダム建設事業の利水対策案に対する意見聴取について（回答）

国九整河計第30号で照会のあった標記の内容について、別紙のとおり、関係書類を添えて回答いたします。



(意見提出様式)

大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

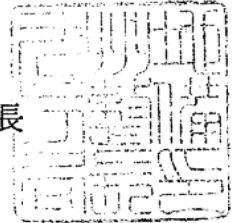
①団体名	大分県別府市
②担当者名	別府市建設部道路河川課長 [REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	①現計画案(大分川ダム)の河川整備を引き続き行うことにより安定した開発量を確保できコスト削減に繋がるものと思われる。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	①現計画案を継続することにより河川整備計画の目標を確保できかつ制度上、技術上の問題はないものと思われる。



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

別府市水道企業管理者水道局長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



別水工第 4-0210 号

平成 23 年 8 月 3 日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

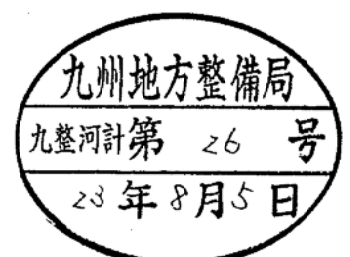
別府市水道企業管理者 亀山 勇



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する

意見聴取について (回答)

平成 23 年 7 月 27 日付け、国九整河計第 30 号で照会のありました標記意見聴取について、別紙のとおり回答いたします。



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	別府市水道局
②担当者名	工務課 計画係 [REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	厚生労働省より認可された別府市水道事業計画（第7期拡張第3次変更）に基づく、別府市街地の約80%に給水している朝見浄水場の主水源である大分川表流水の取水量（ $Q=0.6\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することができれば、取水地点が対象区の上流であるため、対策案に対する意見は特にありません。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	厚生労働省より認可された別府市水道事業計画（第7期拡張第3次変更）に基づく、別府市街地の約80%に給水している朝見浄水場の主水源である大分川表流水の取水量（ $Q=0.6\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することができれば、取水地点が対象区の上流であるため、対策案に対する意見は特にありません。

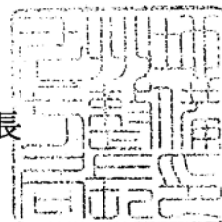




国九整河計第30号  
平成23年7月27日

九重町長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



九建第 518 号  
平成 23 年 8 月 1 日

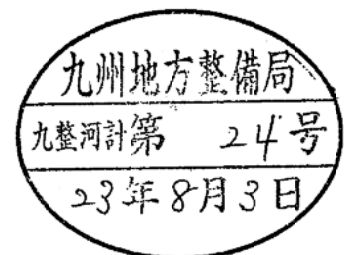
国土交通省 九州地方整備局長 殿

九重町長 坂本 和昭



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成 23 年 7 月 27 日付け、国九整河計第 30 号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	九重町
②担当者名	建設課長 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④意見	
1) 利水対策案について	本町の利水計画に影響するものでないと考えてるので、意見はありません。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について	本町の治水計画に影響するものでないと考えてるので、意見はありません。



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

玖珠町長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



建水第080301号  
平成23年8月3日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

玖珠町長 朝倉浩平



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

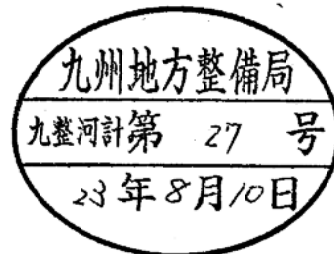
平成23年7月27日付国九整河第30号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

建設水道課維持管理係

担当：■■■■

電話：■■■■■■■■■■

Fax：■■■■■■■■■■



## 大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

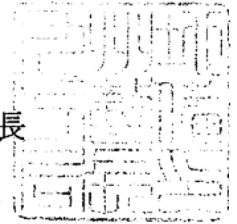
①団体名	玖珠町役場 建設水道課
②担当者名	[REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	大分川ダム建設による利水利用について、当町においては、位置的に直接的な影響を受けないため、特に意見はありません。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	同上です。



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

九州電力(株)大分支社  
執行役員 大分支社長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について(照会)

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



平成 23 年 8 月 26 日

国土交通省  
九州地方整備局長 殿

九州電力株式会社  
大分支社長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について(御回答)

平素から当社事業に対し格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、さきに御照会のありました大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見  
聴取について、別紙のとおり取り纏めましたので御回答申し上げます。

以 上





大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

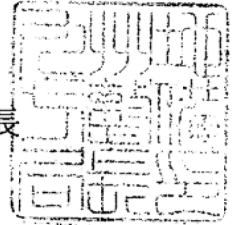
①団体名	九州電力株式会社
②担当者名	大分支社 技術部 大分地区土木グループ長 ■■■■■
③連絡先(TEL)	■■■■■
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	当社が関係する対策案②と③について  ・ 芹川ダム利用での具体的な水運用が示されていないので、当社設備に対しどの程度支障を生じるか具体的に予測することは困難である。したがって、具体的な水運用を示して頂きたい。  一般論としては、現状の河川流量を下回るような状況となれば、発電量が低下し減電が発生する。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	当社が関係する対策案②と③について  ・ 同上



国九整河計第30号  
平成23年7月27日

大分県土地改良事業団体連合会 会長 殿

国土交通省 九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



大土改連第 545号  
平成23年8月26日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

大分県土地改良事業団体連合会  
会長 森田 克



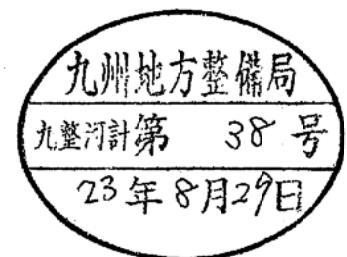
大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（報告）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成23年7月27日付国九整河計第30号でご依頼のありました標記意見聴取について関係土地改良区から回答がありましたので下記のとおりご報告いたします。

記

回答土地改良区：世利川井路土地改良区  
内容：別紙のとおり



(意見提出様式)

大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

① 体名	世利川井路土地改良区
② 当者名	事務長 [REDACTED]
③ 絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	芹川ダムは現在も水不足で苦勞しているため、 大分川ダムの代替案として、芹川ダムを活用する 対策案は考えられない。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	同上